平成２１年（フ）第４５９０号
大阪府寝屋川市上神田１丁目26番18号
破産者　野﨑　博美
1　決定年月日　平成22年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８８０号
大阪府東大阪市若江本町２丁目２番１号408号
破産者　和田　文枝
1　決定年月日　平成22年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９９９号
大阪市住之江区北島２丁目５―39、住民票上の住所大阪市住之江区北島２丁目８番９号ロイヤルカトレアマンション103号
破産者　田中　勇次
1　決定年月日　平成22年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１４４号
大阪市鶴見区今津南４丁目６番７号
破産者　木村はな子
1　決定年月日　平成22年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２７９号
大阪市淀川区田川２丁目３―６　北野ハイツ410号、住民票上の住所大阪市淀川区田川北１丁目６番19号
破産者　金田　浩志
1　決定年月日　平成22年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７５号
大阪府枚方市片鉾東町12番13号
破産者　森尾　浩一
1　決定年月日　平成22年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０３９号
大阪市浪速区敷津東３丁目３番９―701号
破産者　弛　　憲
1　決定年月日　平成22年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１７７号
堺市東区野尻町261　大津池コーポ105号、住民票上の住所堺市北区金岡町2335番地２
破産者　本原　彌生
1　決定年月日　平成22年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３４２号
大阪市城東区今福南１丁目２番６号　ベラフロール202号
破産者　都冨士　勲
1　決定年月日　平成22年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３６１号
大阪府守口市大久保町４丁目12番８号
破産者　中野　雅成
1　決定年月日　平成22年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３６２号
大阪府守口市大久保町４丁目12番８号
破産者　中野　尚美
1　決定年月日　平成22年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３００号
堺市堺区南三国ヶ丘町３―４―23　シャトー三丘601、住民票上の住所堺市堺区榎元町５丁９番２号
破産者　三上　俊之
1　決定年月日　平成22年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１６号
奈良県御所市大字三室619番地の12
破産者　清原　　進
1　決定年月日　平成22年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３９号
鳥取県東伯郡北栄町西園850番地12　原田方、住民票上の住所鳥取県東伯郡湯梨浜町大字原466番地
破産者　陶山　　修
1　決定年月日　平成22年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第８５号
山口県萩市大字椿東315番地　県住中津江団地Ｇ棟201号
破産者　紺藤　美和
1　決定年月日　平成22年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２０年（フ）第２３２号
愛媛県新居浜市庄内町２丁目２番18号
破産者　矢野啓太郎
1　決定年月日　平成22年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第３号
岩手県一関市室根町矢越字朴29番地
破産者　星　　和子
1　決定年月日　平成22年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第４５号
福島県双葉郡富岡町大字上手岡字日南郷９番地
破産者　坂本　泰子（旧姓菅野）
1　決定年月日　平成22年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第３号
茨城県結城市大字結城1429番地６
破産者　野村　雅彦
1　決定年月日　平成22年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部